

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 行和会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事、監事、評議員、第 3 者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会への出席報酬)

第 3 条 役員が理事会、評議員会、入所判定会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。

(理事報酬)

第 4 条 理事が理事会出席以外で法人業務及び事業の運営のために、理事長の命を受けその業務に当たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。また理事 1 名当たりの各年度の総額が 25,000 円を超えない範囲で支払うものとする。

(監事報酬)

第 5 条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。また監事 1 名当たりの各年度の総額が 28,000 円を超えない範囲で支払うものとする。

(費用弁償)

第 6 条 公共交通機関を利用し理事会出席又は業務に当たった場合は、実費を費用弁償することができる。

(摘要除外)

第 7 条 法人業務、事業の業務と兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 8 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規則は平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

名称	報酬額
理事会出席報酬	3,110 円
評議員会出席報酬	3,110 円
入所判定会出席報酬	3,110 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,110 円

別表 2

名称	報酬額
理事報酬	3,110 円
監事報酬	3,110 円